

上郡町空き家情報登録制度「空き家バンク」媒介に関する協定書

上郡町（以下「甲」という。）と一般社団法人兵庫県宅地建物取引業協会西播磨支部（以下「乙」という。）とは、上郡町空き家情報登録制度「空き家バンク」（以下「空き家バンク」という。）設置要綱（平成 25 年上郡町要綱第 10 号。以下「要綱」という。）第 2 条第 1 号に規定する空き家等（以下「空き家等」という。）の媒介等に関して、次のとおり協定する。

（総則）

第 1 条 甲及び乙は、各々の社会的使命と双方の信義、誠実の原則に立ち、この協定に基づき、空き家等に係る売買、賃貸借等の適正かつ円滑な推進と宅地建物取引業の健全な発展に資するものとする。

（用語の定義）

第 2 条 この協定において「空き家の媒介」とは、空き家等の売却、賃貸等を希望し、甲に登録申し込みをした者（要綱第 4 条の規定により登録した者をいう。以下「物件登録者」という。）の物件に対し、空き家等の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）と当該物件の売買、賃貸借等の代理又は媒介を行うことをいう。

（業務執行体制の整備）

第 3 条 乙は、この協定の業務に関し、次の各号に掲げる業務執行体制の整備に努めるものとする。

- (1) 社会的信頼の確保と節度ある規律の確立
- (2) 取引の信頼性と安全性の確保

（媒介に係る協力の依頼）

第 4 条 甲は、「空き家バンク」登録の申込みにより乙に対し空き家の媒介に係る協力を依頼し、又は依頼を中断若しくは終了するときは、上郡町「空き家バンク」の媒介に係る協力（中断・終了）依頼書（様式第 1 号）により行うものとする。

（媒介の業務）

第 5 条 乙は、前条の規定により甲から空き家の媒介に係る協力を依頼されたときは、当該依頼に適した空き家の媒介を行うものとする。この場合において、要綱第 8 条の規定の趣旨を尊重しなければならない。

- 2 甲は、要綱第 4 条の規定による登録の申込みがあった場合は、速やかに乙に通知し、乙は、当該登録者の希望する空き家の媒介を要綱及び空き家バンク事業者登録事務取扱要領（平成 25 年上郡町要領第 1 号。）に基づき行うものとする。なお、「空き家バンク」以外による空き家等の取引を妨げるものではない。

(媒介の報酬)

第6条 空き家の媒介に係る報酬については、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第46条第1項の規定による国土交通大臣が定めた報酬の額以内の額とする。

(苦情又は紛争の処理)

第7条 この協定に基づく業務に関して苦情又は紛争が発生した場合には、甲乙協議の上、処理するものとする。ただし、空き家の媒介の業務にかかる事項については、乙の責任において処理するものとする。

(協定の解除)

第8条 甲又は乙は、この協定に違反したときは、催告しないで協定を解除できるものとする。

2 前項の規定によりこの協定が解除され、乙に損害が発生した場合であっても、甲はその賠償の責を負わない。

(事務の処理)

第9条 甲又は乙は、事務の諸手続きを円滑に処理するため、それぞれ事務取扱責任者を置かなければならない。

(その他)

第10条 この協定に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成25年3月14日

甲

乙

様式第 1 号（第 4 条関係）

第 号
年 月 日

様

上郡町長 印

上郡町「空き家バンク」の媒介に係る協力(中断・終了)依頼書

上郡町空き家情報登録制度「空き家バンク」媒介に関する協定書第 4 条の規定により、下記の物件の売買、賃貸借等に係る媒介の協力（中断・終了）を依頼します。

記

(1) 物件番号 : 番

(2) 所在地 :

(3) 別紙台帳 :